

2020年  
7月6日号

## テレワーク時代の Web 会議の法的留意点

執筆者: 北條 孝佳

### 一 DX 化における Web 会議・テレビ会議の重要性

2020年4月、新型コロナウイルスにおける緊急事態宣言が出されたことから、テレワークの導入が急速に進みました。テレワークの推進により、対面会議よりもインターネット回線を通じた Web 会議を実施している企業も多いことでしょう。Web 会議の有効活用は、企業が現在推し進める DX(デジタルトランスフォーメーション)においても一つの重要なインフラとなります。

Web 会議は、各 Web 会議システムの企業から提供されるアプリケーション等を用いて、パソコンやスマートフォン等の機器デバイスを選ばず、遠隔地にいる取引先とのコミュニケーションをスムーズに行うことができるようになります。Web 会議システムによっては、音声とカメラ映像の送受信に加え、ホワイトボード機能やファイル共有機能も備わっているものもあり、場合によっては対面会議よりも便利な状況下で会議を行うことが可能になります。

しかし、このような便利な Web 会議システムも、法的には、①取締役会への利用、②画面共有、③録音・録画、④本人確認、⑤ Web 会議場所、⑥サーバへのデータ保存、⑦暗号化、⑧情報漏えい、などの諸点に留意する必要があります。実務現場では様々な法的論点が生起しますが、下記では概要についてだけ簡単に紹介します。

### 二 取締役会への利用

新型コロナウイルスの流行や、急速に進展するデジタル化の流れを受け、企業を取り巻くリスク状況は大きく変化しています。このような中で、取締役会は既存のリスク管理体制を分析し、見直すだけでなく、時代に適応した新たな経営戦略、中長期的な企業価値の向上につながるビジネスモデルについて、議論・検討することが従来以上に求められています。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

この流れの一つとして、取締役会で Web 会議を利用する企業も増えています。会社法上、取締役会の出席方法について、取締役等が開催場所へ物理的に出席することが強制されているわけではありません。会社法施行規則 101 条 3 項 1 号括弧書も、取締役会議事録における取締役会の開催場所の記載について、「当該場所に存しない取締役…が取締役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。」と規定していることから、Web 会議や電話会議による出席も想定されています。この点、取締役会の開催場所を物理的には観念できない完全にバーチャルな空間にて開催する取締役会は、取締役会が開催されたとは評価できないと解されています。もっとも、議長の所在する場所などを取締役会の開催場所として取締役会を招集し、各取締役を通信回線をつないで、取締役会を開催することは適法であると考えられており<sup>1</sup>、実務では、結果的に全員が Web 会議等で参加する形で取締役会が開催されることも行われています。

また、従来から、法務省において、「取締役間の協議と意見の交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時に他の取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」であれば、テレビ会議システムを利用した取締役会も認められるとの解釈が示されており<sup>2</sup>、会社法下でも、情報伝達の双方向性及び即時性が確保される等の一定の要件を満たす場合には、テレビ会議方式や電話会議方式による取締役会も可能であると考えられています<sup>3</sup>。そのため、Web 会議による取締役会の開催であっても、上記の要件が満たされた通信状況、システム環境であれば、これを確認したことを取締役会議事録に記載することで認められると考えられます。

他方で、取締役会において取り扱われる資料や情報については、経営戦略に関わるものを含めて守秘性が高いものが多いこととなります。従って、一段高いセキュリティレベルを構築しておくことが望ましいと考えられます。

### 三 画面共有と法的留意点

多くの Web 会議システムはファイルを開いた状態の画面を共有することが可能になっています。これは Web 会議において説明を行うに当たり、資料を確認しながら説明ができるため、非常に便利な機能になります。

しかし、このようにファイルを開いて画面を共有した場合、Web 会議の相手は表示された画面のキャプチャを勝手に取り（スクリーンショットやスクリーンキャプチャ）、画像として保存ができてしまい、当該ファイルを相手に渡したと同じ状態になり得ます。この場合、表示した画面の情報が秘密情報に該当し得る内容であったとしても、Web 会議の相手との間で締結した秘密保持契約（NDA）の内容によっては、必ずしも秘密情報として保護されないことも考えられます。

例えば、秘密保持契約において「秘密情報」を「相手方に書面により開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した…」と記載されていた場合には、当該画面をキャプチャして保存した画像が「秘密情報」の書面に該当するか、表示された画面に秘密と明示されているかが問題になります。

これらを考慮して、秘密保持契約において適用される開示方法を確認すること、共有する資料に秘密情報である旨の文言を付す必要があるかを確認しておくことが考えられます。

### 四 録音・録画と法的留意点

多くの Web 会議システムには録画（レコーディング）機能が存在し、Web 会議を実施した際に録画を行うことが可能になります。また、ほとんどの Web 会議ツールには、録画していることを他の参加者に表示する機能があり、これを確認することで録画されていることを把握することが可能です。しかし、Web 会議システムの録画機能を利用するのではなく、Web 会議の参加者が別のツールやスマートフォンのカメラなどを利用して録音・録画されてしまうと、気づかぬうちに会話の録音や表示されている画面を録画

<sup>1</sup> 弥永真生『コンメンタール会社法施行規則・電子公告規則[第 2 版]』508 頁参照。

<sup>2</sup> 「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について（抜粋）」（平成 8 年 4 月 19 日付法務省民事局参事官室・商事法務 1426 号）。

<sup>3</sup> 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔『論点解説 新・会社法』363 頁参照。

されてしまうおそれがあります。

これは、対面会議における秘密録音と同様の問題が生じ、民事事件においては違法収集証拠であっても原則として証拠能力が否定されず、当該録音・録画されたデータが証拠となる可能性があります。例えば、東京高判平成 28 年 5 月 19 日<sup>4</sup>は、民事訴訟法は、自由心証主義を採用し(247 条)、一般的に証拠能力を制限する規定を設けていないことからすれば、違法収集証拠であっても、それだけで直ちに証拠能力が否定されることはないというべきであるとし、証拠の収集の方法及び態様、違法な証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合的に考慮し、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則(民事訴訟法 2 条)に反するといえる場合には、例外として、当該違法収集証拠の証拠能力が否定されると解するのが相当であると判示しています。

民事事件において違法収集証拠として排除されることは限定的であることを考慮すれば、機微な情報を扱う非公開会議を開催する場合、Web 会議では録音・録画されることを防止することが困難であるため、対面会議を実施することが望ましいといえます。

## 五 本人確認における法的留意点

Web 会議は、遠隔地との会議を容易にし、移動時間を省略することができるため、多くの機会に利用されています。そのため、Web 会議が初対面となる場合もあり、ゲストアカウントで Web 会議を実施する場合は、相手は本来の名前ではない名前で参加することができてしまうため、名前を偽られる、あるいは、なりすまされるリスクがあります。また、Web 会議の招待メールを受信した人のみが参加できるように限定したとしても、受信者が別の人にメールを転送すれば本来の相手ではない人が Web 会議に参加することができてしまいます。これを防止することは非常に困難であるため、Web 会議の参加者を特定する必要がある場合には、本人なのか、代理人なのか、別人なのかを確認する手段を別途講じる必要があります。

また、昨今の技術の進展により、本人ではない人が本人の画像データ等を使用して本人になりすますことができるフェイク動画によって Web 会議に参加されるリスクがあり得ます。さらに、性別をなりすますことができる技術まで登場しています。

そのため、本人であることが特に重要な会議の場合は、Web 会議の利用ではなく対面会議で実施することが望ましいといえます。

## 六 Web 会議の実施場所に関する法的留意点

Web 会議の便利な機能として、Web カメラに映っている自身の背景をバーチャル背景に変更する機能があります。これは家の中で Web 会議をする際に、家の中のプライベートな部分を見せたくないといった場合には非常に便利ですが、レストランやカフェなど、周囲に無関係者がいる場所にて Web 会議をしていることを相手に知られないようにすることもできてしまいます。このような場所で Web 会議を実施した場合、背後から他人にパソコンをのぞき見されたり、会話を盗み聞きされたりするリスクがあります。周囲にいた無関係者に会話やパソコン画面の情報が漏えいしてしまえば、拡散されてしまうリスクもあり、このような不注意は秘密情報の管理上、問題があるといえます。

そのため、秘密情報を扱う会議などの場合には、Web 会議の参加者に対して、背景を変更する機能の利用を禁止し、周囲に無関係者がいない場所にて Web 会議を実施しているかを確認する必要があります。もっとも、バーチャル背景を利用しないこととなるため、背景には他の秘密情報やプライベートな情報が映り込まないよう相互に注意を払う必要があります。

また、従業員が Web 会議を行う際も、パソコン画面にプライバシーフィルターを装着し、のぞき見を防止する措置を講ずること、イヤホンマイクを利用して Web 会議の参加者の声が周囲に聞こえないようにすること、周囲に無関係者がいない場所にて Web 会議を実施することなど、Web 会議環境の整備や作業場所を適切に考慮するよう注意喚起しておくことが重要です。

<sup>4</sup> 東京高判平成 28 年 5 月 19 日・LEX/DB25542758(原審は横浜地判平成 27 年 12 月 15 日)。

## 七 サーバへのデータ保存に関する法的留意点

Web 会議システムにある録画機能を利用したり、データの送受信をしたりする場合、Web 会議システムの提供企業サーバを介して当事者間のデータが送受信されている可能性があります。この場合、Web 会議システムによっては、提供企業サーバにデータが一定期間保存されることもあるため、秘密情報を扱う Web 会議の場合には、当該サーバから情報が漏えいするリスクが存在します。そのため、秘密情報を含むデータの送受信に当たり十分な暗号化が施されているかを確認することや、Web 会議システムではないより安全なデータの送受信が行えるシステムを活用することが望ましいといえます。

## 八 暗号化に関する法的留意点

Web 会議システムには、利用者間において通信が暗号化されるエンドツーエンドの暗号通信を提供しているサービスもあります。このエンドツーエンドの暗号通信が適切にされているのであれば、Web 会議システムの提供企業が当該通信の内容を盗み見ることができない点で、安全性が高いといえます。

一方、公共無線 LAN を使用して Web 会議を行う場合は、エンドツーエンドの暗号通信を提供しているサービスであれば問題ありませんが、利用者と提供企業サーバとの間でさえ通信が暗号化されていない Web 会議システムの場合は、公共無線 LAN が盗聴され、当該通信の内容を盗み見られるリスクも存在します。

このように、どの通信が暗号化されているのかを十分に確認した上で Web 会議システムを選定し、使用する必要があるといえます。

## 九 情報漏えいリスクへの対応

Web 会議システムを有料にて利用する場合であっても、Web 会議システムの提供企業が利用規約等においてセキュリティレベルを担保することはまずありません。Web 会議システムの提供企業によっては、情報セキュリティに関する仕様書が提供される場合もありますが、この仕様書は日々更新される可能性がありますし、仕様書通りに実装されている保証もありません。

そのため、情報漏えいが発生した場合であっても、一般的な利用規約では Web 会議システムの提供企業が故意又は重過失のない限り、責任を負うことはないと考えられますので、その点を考慮して Web 会議を実施するか、データの送受信を行うかを決定しなければなりません。

### 一〇 サイバー攻撃対策の留意点

以前、ある Web 会議システムでは、Web 会議に参加するためのパスワードを設定していなかったため、見知らぬ者が Web 会議 ID を推測して勝手に参加し、Web 会議の画面上に不適切な画像を表示させる妨害事案が発生しました。そのため、現在はパスワードを設定して Web 会議を開催することが通常(デフォルト)になるよう変更されています。また、同様の攻撃を防止するために、Web 会議に全員が参加した後は、Web 会議をロックして他に参加できないようにしておく対策も考えられます。

Web 会議システムに登録したアカウントが乗っ取られた場合には、なりすまされて Web 会議を開催されたり、参加されたりする危険性があります。Web 会議システムの提供企業によっては、有料会員はログイン(サインイン)履歴が保存され、履歴を閲覧できる Web ページが用意されている場合があり、乗っ取りが発生したかどうかを容易に確認することができます。無料会員のアカウントが乗っ取られた場合には、Web 会議システムの提供企業に連絡して対応することになります。他方、Web 会議システムにアカウントを登録するのではなく、他のサービスのアカウントと連携して Web 会議システムを利用していた場合に乗っ取られたのであれば、連携している他のサービスのアカウントが乗っ取られた可能性があります。連携している他のサービスのログイン(サインイン)履歴を確認し、履歴から、普段とは異なる IP アドレス、国・地域からのログイン(サインイン)履歴が見つければ、その IP アドレスから乗っ取られた可能性があります。

Web 会議システムのアカウントを乗っ取られないようにするためには、パスワード以外の認証方式を併用し、多要素認証によってログイン(サインイン)をするように設定を変更します。Web 会議システムが多要素認証に対応していない場合には、多要素認証に対応している他のサービスのアカウントと連携すべきです。ただし、多要素認証を設定したからといって、アカウントが乗っ取られないわけではありません。アカウントが乗っ取られていないかを時々ログイン(サインイン)履歴にて確認することも有効です。

他にも、インターネット上で Web 会議システムの偽アプリケーションが公開され、偽アプリケーションと知らずにインストールしてしまうと、セキュリティ警告画面が表示され、表示された電話番号に電話をかけるとサポート費用を請求される被害も報告されています<sup>5</sup>。アプリケーションは公式サイトから入手してインストール/アップデートすべきであり、正規のアプリケーションであることを確認しましょう。

## ―― 最後に

DX 時代が本格化し、便利な Web 会議システムを利用する機会は今後も増加すると考えられます。他方でこれまで述べてきたように Web 会議システムには法的にも留意すべき点が多々あるため、Web 会議システムの選定基準や利用方法をきちんと決めておくことが重要となります。そのため、選定基準を策定することや、従業員の Web 会議の利用基準を定めた情報管理規程、営業秘密管理規程、セキュリティ管理規程等を策定することを検討する必要があるでしょう。

また、Web 会議システムを利用する従業員の中には、不慣れなために設定ミスや理解不足によりセキュリティを低下させた状態で Web 会議を実施してしまう可能性もあります。そこで、従業員との間で事前に Web 会議のテストを実施する、従業員向けサポート窓口を設置するといった方法を講じることも有益でしょう。



ほうじょう たかよし  
北條 孝佳

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士  
[ta\\_hojo@jurists.co.jp](mailto:ta_hojo@jurists.co.jp)

危機管理、企業不祥事などの企業法務に従事。特に様々なサイバーセキュリティ事案の調査・法的措置・再発防止策に関する法的アドバイスをを行っている。2000 年警察庁入庁。元警察庁技官。デジタルフォレンジックやマルウェア解析等に従事し、数多くのサイバー攻撃事案に対応。2015 年弁護士登録、日本シーサート協議会専門委員、情報通信研究機構招聘専門員、総務省発信者情報開示の在り方に関する研究会構成員等を務める。

<sup>5</sup> 「ソフトウェアのダウンロードは信頼できるサイトから！」(2020 年 4 月 28 日付独立行政法人情報処理機構・<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/mgdayori20200428.html>)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200  
E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>